

ヒアリングの個別意見から得られた、生活保護行政の実施体制・考え方の変容は、以上のようにまとめられるが、現在は生活保護制度改革の過渡期にあり、そのため自治体ごとに考え方にばらつきがある。具体的な変化については自立支援プログラムの制定状況において、より明示的に看取される。以下では、自立支援プログラムの現状と課題について述べる。

#### 4. 自立支援プログラムの活用—現状と今後の展望

##### (1) 自立支援プログラムの整備と地域特性

自立支援プログラムの整備や活用について、地域特性とはどのようなものであろうか。政令市の自立支援プログラムの成果については、表1にまとめられているが、それに加えて、自立支援プログラムの先進自治体としてヒアリングを行った釧路市についても表2として整理して示しており、この表1・表2に基づきながら、自立支援プログラムの地域特性に関する検証について述べていく。

自立支援プログラムの整備に関する全国的な傾向<sup>2</sup>は、経済的自立に関するプログラムは1036、(そのうち就労支援に関するプログラムは934)、日常生活自立支援に関するプログラムは1047、社会生活自立支援に関するプログラムが212、となっており就労支援に関する自立支援プログラムが先行して整備されている。これは、厚生労働省により平成19年度に全自治体において就労支援に関するプログラム策定することが示されていることから、当然のながれとなっている。

このような自立支援プログラムの整備概況のなかで、先進的事例としては、大都市圏の就労支援に関するプログラムについては大阪市、横浜市が紹介され、地方圏の社会資源活用型のプログラムの取り組みとしては、岩手県の退院促進事業および釧路市の各種の自立支援プログラムが紹介されてきた。

大阪市は、就労支援事業のなかに、就労意欲の高い順に、①民間事業者に就労支援を委託した被保護者就職サポート事業、②区における就労支援強化事業(相談会、スーツ・携帯電話の貸出等)、③被保護者等就労支援事業(就労支援の専門知識を有する人材による就労支援)、④キャリアカウンセラー派遣事業(カウンセラーによる就業意欲の向上・醸成)、⑤被保護者自立意欲喚起事業(精神保健福祉士、臨床心理士による、依存症、DV被害、ひきこもりへの対応)を整備している。(⑤に関しては日常生活支援の位置づけでもある。)これらの事業は就労支援を中心にそれぞれの就労意欲に応じた、細かな就労支援体制の整備がなされていることが特徴的である。

横浜市は、各区1名以上、25人という大規模な展開をみせている就労支援専門員による、就労支援が充実しており、平成19年は対象者が1841人、達成者1074人という大きな成果を上げていることが知られている。また平成18年からは、民間委託した求人開拓員が被保護者のニーズにあった求人開拓を行い、また被保護者向けの就職支援セミナーを実施するなど、被保護者に対しても自治体による無料職業紹介事業を積極的に活用している点が特徴といえる。

<sup>2</sup> ただしこの事業数は、経済的自立に関するプログラムは平成19年9月末の値、日常生活・社会生活自立支援に関するプログラムは平成19年3月末の値であり、その点注意が必要である。

岩手県は、全県的な取り組みとして、精神障害者の地域移行に関する自立支援プログラムを実施しており、圏域ごとの地域自立協議会の設置や地域移行推進員の採用により、精神科病院や社会的資源の協力を得ようとする取り組みが注目されている。

釧路市は、経済的自立において、就労支援員による支援のほかに、資格取得、就労準備講習会（履歴書・面接の受け方）、民間職業紹介活用、官公庁での短期雇用、高校進学支援など幅広いプログラムを有し、同時に日常生活自立支援では多重債務整理、DV 被害者対応、母子世帯の地域交流、社会生活自立では、就業体験やボランティア活動などを整備し、いわば就業・日常生活の意欲喚起まで踏み込んだ体系的なプログラム整備を行っている。特に、ボランティア活動による意欲喚起は、公園管理や動物園、グループホーム、NPO など地域の社会資源を積極的に活用したものであり、被保護者の社会参加を考える上で貴重な先進事例となっている。

このように、大都市圏では就労支援員活用型の取り組みが、地方圏では社会資源活用型の取り組みが、先進的事例としてよく言及されている。そのことにより大都市圏では就労支援、地方圏では日常生活・社会生活支援の整備という枠組みで、自立支援プログラムと地域特性の関係を考えることが一般化しつつある。しかしながら、こうした枠組みでは捉えきれないような自立支援プログラムの運営上の課題や今後の見通しなどが生まれつつある。次節では、そのことについて、議論したい。

## (2) 自立支援プログラム活用の今後の展望－個別意見を通じて

自立支援プログラムを全国の自治体が実施することとなり3年がたち、自立支援プログラムの実績と今後の展望についても多くの見解が得ることができた。ヒアリングを通じて得ることができた個別の意見を、自立支援プログラムの類型に応じて、まとめて議論する。

①【就労支援プログラム】 就労困難ケースの残留というなか、ハローワークとの連携の再構築と就労意欲喚起に関する自立支援プログラムの整備の必要性
--

### (1) 現状

- ・就労困難ケースの残留と廃止率の低下
- ・就労支援員とケースワーカーの役割分担の構築

### (2) 今後の展望

- ・今後の課題は就労意欲喚起
- ・ハローワークとの連携の再構築:生活保護受給者のなかで「i 稼働能力を有する者」「ii 就労意欲がある者」「iii 就職に当たってi・ii 以外の阻害要因がない者」「iv 事業への参加に同意している者」の4条件の緩和
- ・就労支援員のノウハウの伝達・蓄積、および待遇改善

すべての自治体において就労支援に関する自立支援プログラムは整備されており、一定の成果を上げている。しかしながら、近年の景気回復基調のなかで、就労支援を集中的に行ったことにより、稼働能力が高い受給者は保護廃止・増収したのに対して、今後は稼働能力が低い困難ケースが残留してしまうという問題が生じている。そのため、どの地域においても、今後は就労意欲の喚起に関連する自立支援プログラムの構築が必要との見解を得た。また、それに関連して、生活保護受給者等就労支援事業においては、上記の4条件を満たすものが対象者であるが、福祉事務所側は被保護者において阻害要因が無いということは皆無に近いということから、その緩和を求める意見もあった。一方、ハローワーク側では就職という成果を効率的にあげることが求められていることから、反対に厳格化を求めているようである。

就労支援員はケースワーカーとは異なり、最低生活費の給付業務とは切り離されて就労支援のみを担当していることから、生活保護受給者への理解が得やすいという意見を聞くことが多くあった。就労支援員の待遇については改善を行い、雇用環境を整える必要がある。また有期契約の非常勤嘱託であることから、そのノウハウを伝達するように組織的な対応が必要という見解も聞くことがあった。

②【日常生活自立支援・社会生活自立支援プログラム】地域理解を得ることの困難さ、政策効果把握の難しさ、というなかで事業展開することの不安とセーフティネット支援対策等補助金の確保

#### (1) 現状

- ・未整備の自治体が多い。
- ・一部の都市部では、貧困の連鎖を断ち切るため、高校進学支援プログラムを整備。
- ・ケースワークの実践ではすでに実施。プログラム化は国への資料作成などの業務負担感。

#### (2) 今後の展望

- ・事業効果を図る社会的指標の構築。
- ・社会的資源との連携のモデルケースの明示。
- ・地域労働市場が脆弱な地域、中山間地域などでは、期待感も強い。

財政難や人員削減という厳しい保護行政の現場においては、自立支援プログラムによる財政削減効果が求められており、「日常生活自立支援」「社会生活自立支援」プログラムの事業効果を示す社会的指標がなく、具体的な成果を示すことが困難となっている。そのため、現状としては未整備の自治体が多い。また、プログラム化を図らなくてもケースワークの実践の中で事業内容と同じような対応を実施しており、プログラム化によって資料作成などの業務負担が増えることから、あえてプログラム化しないという話を聞くこともあった。今後は、「日常生活自立支援」「社会生活自立支援」プログラムの効果を明確化するための社会的指標の構築が求められているといえよう。

また現状としては「日常生活自立支援」プログラムのほうが、「社会生活自立支援」プログラムよりも整備されている。「社会生活自立支援」は、ボランティア活動や引きこもり・不登校児、元ホームレス等への支援からなるが、その成果は地域ごとの社会的資源の状況によるものが大きく、そうした社

会的資源があまりない地域においては実施が困難といえる。また一口に、社会的資源との連携の構築といっても、具体的にはどのようなモデルがあるのかは明確ではない。

しかしながら、地域労働市場が脆弱な地域や中山間地域などでは、就労支援による自立支援プログラムよりも、日常生活自立支援や社会生活自立支援プログラムに対する期待も依然として強い。特に、中山間地域などでは、高齢者世帯などへの生活コーディネーターのような役割・支援の必要性があるとの見解を得た。

## 5. まとめ

ここまでヒアリング結果および各種資料を通じて明らかになった、①生活保護の実施体制、②自立支援プログラムの整備状況と今後の課題について、整理して示す。

### ① 生活保護の実施体制

生活保護の実施体制のあり方については、「①従来型の対応：生活保護制度の実施体制の取り組みを維持しつつ、人的配置を手厚くすることによって、対応しようという考え方」、「②改良型の対応：ケースごとのウェイトづけを行い、高齢者世帯に関しては嘱託職員および嘱託職員とワーカーとのペアによる安否確認することで、対応しようとする考え方」、「③抜本型の対応：高齢者世帯の生活保護制度の分離と現役世代の有期の新制度の導入といった抜本的な改革が必要であるという考え方」というおおよそ3つの構想があることが、ヒアリング結果から明らかになった。

特に、前者2つの実施体制の在り方は、平成17年度より全国的に自立支援プログラムがはじまったことの影響も考えられる。「①従来型の対応」の場合は、自立支援プログラムとその実施のための非常勤嘱託職員の採用により、ケースワーク技術が低下してしまうのではないかと考えた考え方や保護行政においてさらなる民間委託が進展してしまうのではないかと懸念があり、その影響が読み取れた。

「②改良型の対応」の場合は、高齢者世帯は嘱託職員やケースワーカーとのペアにより対応し、現役世代の被保護者に対しては、積極的に自立支援プログラムを活用するというものであり、ケースごとのウェイトづけとセーフティネット補助金を活用した自立支援プログラムを組み合わせた実施体制と考えられる。

「③抜本型の対応」の場合は、全国知事会・市長会の「新たなセーフティネットの提案」を受けてのものでありやや文脈がことなっているが、高齢者世帯と現役世代の世帯を分離する対応は、実態的には「②改良型の対応」に近いとも考えることができる。もっとも、もう一つの改革の焦点である有期化については、今後の議論の争点となろう。

当然のことながら、こうした構想は、それぞれの地域特性と行政体制のなかで選択・考えられたものであり、どの方向性が望ましいということはない。また同時に、いずれの対応に関しても、被保護世帯の増大や貧困問題の質的な変化などにより業務が大幅に増大しており、現行の生活保護の実施体制・ケースワーク業務の厳しさという共通の土台がある。したがって、今後は実施体制と地域特性の関係を検証するため、特に、一部の自治体で実施されているウェイトづけによるケースワークの現状と課題を検証し、その全国展開の是非を検討することが必要となろう。

## ②自立支援プログラムの整備状況と今後の課題

生活保護制度を「多様」「早期」「システム」的対応が可能な制度とすることを、導入の意図としていたが、一部の先進自治体を除き、就労支援が中心である現状がある。

「早期」の対応を、受給開始時に稼働能力がある被保護者への集中的な就労支援として考えるならば、(4でまとめたような課題がありつつも)、そうした取り組みが各地で進められているのが明らかになった。「多様」な対応を、精神障害やDV、多重債務などの貧困問題の質的変化・多様化と捉えるならば、多くの自治体で整備されつつあるが今後はその参加者・達成者は事業によりまちまちであるため、実効性の高い事業の構築が求められている。またそのためにも社会的な効果を図る指標の構築が必要である。

「システム」的な対応については、ケースの類型化に関する取り組みはほとんどの自治体で未着手<sup>3</sup>といつてよい。今後、自立支援プログラムが多様化し、また生活保護の実施体制にウェイトづけを導入するような抜本的な改革を行うような場合には、いっそう、その基礎的データの構築が必要であるように思われる。

## <参考文献>

- 会計検査院 「社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について」  
厚生労働省 『厚生労働白書 平成17年版』  
橋部武俊(2007)「地域の社会資源とのつながりを活用した支援・当事者と援助者がともに地域に生きる自立支援をめざして」『賃金と社会保障』1453  
布川日佐史編著(2006)『生活保護自立支援プログラムの活用』山吹書店  
自立支援プログラム開発研究会(2006)『自立支援プログラムに関するアンケート調査報告書』  
野田誠(2006)「自立支援プログラムの可能性を問う」『社会福祉研究』95  
向井順子(2007)「生活保護自立支援プログラムの検討 大阪市の就業支援の取り組み」『賃金と社会保障』1436

---

<sup>3</sup>釧路市、大阪市ではケースの類型化と支援のフローチャート化が進められている。釧路市の特徴は世帯類型ごとにその世帯状況に応じた支援の方向性を示すものである。大阪市の場合はまず病状把握があり、そのうえ就労可能性と就労状況を把握し、療養指導や就労指導などにつなげる類型化フローチャートがある。大阪市の手法については、野田誠(2006)を参照。こうした類型化に関する手法についての研究は、今後の重要な検討課題である。

# 第8章 自立支援プログラムの効果の検証—福祉事務所の体制と地域の雇用環境の影響

丸山 桂(成蹊大学経済学部)

## 要旨

本研究では福祉事務所別の個票を用いて、自立支援プログラムの効果を検証し、以下の点が明らかになった。

- ①ハローワークと連携する生活保護受給者等就労支援事業の対象者数は、きわめて少ない。何らかの問題を抱える被保護者が多いなか、就労に問題がない者が少ないためである。
- ②経済的自立に関するプログラムの達成率は、有効求人倍率などの労働市場と弱い相関が見られる。一方、専門職員を活用するプログラムを実施している自治体では、相対的に高い達成率を維持している。しかし、専門職員自体が非正規雇用であったり、セーフティネット補助金がいつまで継続するのかの見通しが立たないという問題もある。
- ③今後、自立支援プログラムを推進するにあたり、参加者の就職先や離退職の動向を個人単位で把握する統計整備が必須である。

## 1. はじめに

生活保護制度の役割は、最低生活保障と自立支援に大別される。近年、公的扶助と就労支援の関係が注目されるようになり、欧米諸国で「福祉から就労へ」をスローガンとした積極的労働政策が展開されると、日本でもワークフェアが注目されるようになってきた。厳しい財源問題を抱えるなか、児童扶養手当などが就労支援を強化する<sup>1</sup>かわりに給付の削減などを行い、生活保護制度もより「自立支援」、就労支援を強化する方向にかわりつつある。本研究では、生活保護制度のもう1つの役割である「自立支援」に着目し、2005年度よりはじまった自立支援プログラムの効果を、地域ごとの実施体制と雇用環境の差異に注目して分析を行うことを目的とし、今後の制度のあり方について検討する。

## 2. 生活保護制度における自立支援の規定

### (1) 生活保護法における規定

生活保護法第1条には、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活

<sup>1</sup> 岩田(2008)は、わが国の社会的排除への対策も、労働参加強調を基礎としている。そのキーワードは「自立支援」である。ここでは、排除された人々のモラルを問う声が強くなり、また所得保障の条件としての就労義務＝ワークフェアばかりでなく、ワークフェア以前の、所得保障なき就労支援が強調されている点にも大きな特徴があるという(p.169)。

を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定され、自立の助長は突然はじまったものではない。小山(2004)によれば、生活保護法に最低生活の保障とともに自立の助長というものを目的に含めた理由として、『人をして人たるに値する存在』たらしめるには単にその最低生活を維持させるというだけでは十分でない。凡そすべてその中に何らかの自主独立の意味において可能性を納材している。…従って、兎角誤解され易いように隋民防止ということは、少くとも「自立の助長」という表現で第一義的に意図されている所ではない。自立の助長を目的に謳った趣旨はそのような調子の非有為ものではないのである(小山 2004 p.53)と述べられ、旧法の隋民防止とは一線を画すという記述がなされている。

## (2) 自立支援プログラム発足の背景

2004年12月、社会保障審議会福祉部会に設置された生活保護の在り方に関する専門委員会が、昨今の社会情勢の変化を踏まえた生活保護制度の見直しに関する報告書を提出した。

専門委員会は、報告書のなかで、生活保護受給者が抱える問題が、DV、虐待、多重債務など多岐に渡る上、社会的孤立の傾向が見られること、そして福祉事務所側のケースワーカーなどの人員不足、査察指導員の経験不足など実施体制に限界がみられると指摘し、①経済的な給付のみでは被保護者が抱える問題に対処するには限界があること、②生活保護の長期化を防ぐための取り組みが十分であるか、③担当職員個人の経験などに依存する実施体制に困難があるのではないかという問題点を指摘した。

こうした問題を受け、経済的な自立支援にとどまらない新しい自立支援の必要性が問われ、2005年度から自立支援プログラムが導入されることとなった。その基本方針は、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針」(平成17年3月31日社援発第0331003号)において、「実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を実施する」とし、①被保護者が抱える問題に経済的給付のみならず多様な対応を行う、②保護の長期化を防ぐため、早期の対応を行う、③担当職員個人の経験等に依存する実施体制から、自立支援の組織的対応や効率化につなげるとし、生活保護の役割は、経済的支援策に加え、新たに多様な自立支援策を担うこととなった。

## (3) 自立支援プログラムの策定状況

自立支援プログラムは、3つのプログラムに大別される。経済的自立に関するプログラム、日常生活自立に関するプログラム、社会生活自立に関するプログラムである。

図表1は、プログラムの策定状況をあらわしたものである。図表1でみるように、プログラムの中心は、経済自立に関するプログラム数が約半分を占め、社会生活自立に関するプログラムは少数となっている。自立支援プログラムの趣旨が「多様な」支援といわれているが、2007年度よりすべての自治体で就労支援プログラムの策定が義務づけられたのに比べ、日常生活自立や社会生活自立のプログラム策定状況はいまだ緒についた状況にすぎない。

図表 1 自立支援プログラム策定状況

	平成18 年12月	平成20年 3月末	平成20年 12月末	平成21年 3月末(見 込み)
経済的自立に関するプログラム数	675	1,360	2,357	2,384
就労支援に関するもの	620	1,263	2,182	2,193
その他	55	97	175	191
日常生活自立に関するプログラム数	808	1,269	1,448	1,864
社会生活自立に関するプログラム数	155	240	289	298

出所：福祉事務所長会議（各年版）、社会援護局資料より作成

### 3. 自立支援プログラムの進捗状況

#### (1) 自立支援プログラムの内容

ここでは、自立支援プログラムのなかでも、その中心となっている経済自立に関するプログラムの進捗状況を、福祉事務所別の個票を用いて検討する。また、経済自立に関するプログラムのなかでも、①生活保護受給者等就労支援事業（公共職業安定所との連携事業）、②就労支援専門員等の専門職員を活用して就労支援を行うもの、③査察指導員、現業員のみで就労支援を行うものの3つに着目して、進捗状況についてみていくことにする。

①生活保護受給者等就労支援事業とは、ハローワークが中心となって、福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して(1)就労支援コーディネーターによる支援メニューの選定等（ハローワークに就労支援コーディネーターを配置して、ハローワークの責任者等とともに「就労支援メニュー選定チーム」を構成し、対象者と個別に面接を行う等により、本人の希望、経験、能力等を勘案しつつ、適切な就職支援メニューを選定、振り分けを行い、対象者の誘導等を行う。）、(2) 就職支援ナビゲーターによる就職支援として、ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、きめ細かな就職支援を担当者制により一貫して行うというものである。対象となるのは、「稼働能力を有する者」「就労意欲がある者」「就職に当たって阻害要因がない者」「事業への参加に同意している者」の4要件をすべて満たす人となっている。雇用保険の給付期間が切れ、すぐにでも就職先さえあれば、経済的自立の見込みがきわめて高い層となっている。2008年12月末で、873のプログラムが策定されている。2008年4月～12月の参加者数は8,658人、達成者数は3,492人である<sup>2</sup>。

#### ②就労支援専門員による自立支援プログラム

就労可能と認められた被保護者のうち、生活保護受給者等就労支援事業の対象にはできないが、就労の可能性が高いと認められる者で、現在の求職活動の内容が不十分であると認められる者を対象としている。ケースワーカーとの連携の上、就労支援専門員が経済的自立を促す制度で

<sup>2</sup> 厚生労働省社会・援護局「社会・援護局関係主管課長会議資料」。以下、就労支援専門員によるプログラム、CW,SVによるプログラムも同出所である。

ある。就労意欲の乏しい者に対しての意欲喚起、履歴書や採用面接に対しての準備、活用している自治体の多くが、セーフティネット補助金を利用して、当該専門員の人件費等に充当している。

2008年12月末で424プログラム(2009年3月末の見込みで426プログラム)が策定されている。参加者数は2008年4月～12月で33,408人、達成者数は9,328人であった。

### ③SV, CWのみで就労支援を行うもの

従来から行われてきたSVやCWによる支援である。2008年12月末現在、708プログラム(2009年3月末で714プログラムの見込み)である。2008年4月～12月で参加者数は7,712人、達成者は1,563人であった。

## (2) 自立支援プログラムの現状と問題点

### ①福祉事務所の実施体制への支援不足

自立支援プログラムが策定されたとはいえ、福祉事務所のケースワーカーの人員不足、経験不足の問題は、保護世帯数の上昇とともに悪化傾向にある。第7章の論文でふれたように、多くの福祉事務所は、保護世帯数の上昇にCWの配置が追いつかず、1人のケースワーカーが100世帯以上を担当したり、高齢者世帯などは担当世帯数を増やしたり、一部を外部委託することによって当座をしのいでいる状況にある。

図表2は、福祉事務所の現業員不足の状況をあらわしている。平成18年度の時点で、現業員数が標準数を満たせていない福祉事務所は、276事務所、22.3%の福祉事務所が標準数を満たせていないことになる。もっとも、標準数を満たせていない福祉事務所数が少なかった(6福祉事務所)の平成2年度では、この割合は0.5%であるから、16年で40倍以上も現業員が不足する事務所が増えたことになる。

こうした人員不足が、保護世帯数の上昇と密接な関係があることは周知の事実である。図表3でみるように、ケースワーカー担当世帯数は一般基準80世帯以下である福祉事務所数は半数程度にすぎず、郡部や独自に福祉事務所を設置している町村で極端に担当世帯数が少ない一方で、東京都八王子市などでは170世帯を超える状況になっている。図表4でみるように、保護率とCW1人あたりの担当世帯数には密接な関係があり、郡部では比較的配置がゆるやかであるのに対し、政令指定都市や一般市・特別区では非常に厳しい状況となっている。こうした郡部と都市部の極端な担当世帯数の差は、従来から指摘されている福祉地区の問題が背景にある。船水(2005)によれば、もともと福祉事務所が管轄する福祉地区は、厚生省は、自治体ごとに設置するのは不効率であるという考えから、アメリカのニューヨーク・プランの福祉地区の人口10万人に1つという構想から、独立の福祉事務所を設置し、社会福祉主事というスーパーバイザーを置くという考えであった。しかし、自治省側が社会福祉のような直接住民とかかわる行政責任は、市町村が持つべきという考えであり、結局福祉事務所は「福祉に関する事務所」として独立組織とはせず、市には設置義務を課すが、町村部は人設置とし、都道府県は人口10万人を目安に福祉地区を設定し、福祉事務所を設置するという曖昧な決着がなされた。

ところが、平成の大合併以降新市の誕生が増えた影響で、福祉事務所数は増加傾向にあるが(図表2参照)、先述した10万人に1つという基準は堅持されることなく、2004年10月1日現在、管内5万人未満の小規模福祉事務所が全体の29.4%を占めることになった。反対に管内人口20万人以上の大規模な福祉事務所が12.0%という管轄地域の格差問題が顕著となっている<sup>3</sup>。

図表2 現業員の状況の推移

年度	総数			現業員数が標準数を満たしている福祉事務所		現業員数が標準数に不足している福祉事務所	
	福祉事務所数	現業員数	標準数	事務所数	標準数を超える人数の合計	事務所数	標準に不足する人数の合計
昭和55	1,162	10,416	9,562	1,039	—	123	—
60	1,175	10,989	9,918	1,057	—	118	—
平成2	1,196	10,349	8,008	1,190	—	6	—
7	1,198	9,277	7,444	1,179	—	19	—
12	1,200	10,102	9,283	1,053	—	147	—
14	1,198	10,847	10,725	947	980	251	858
15	1,212	11,408	11,534	943	963	269	1,089
16	1,225	11,944	12,210	944	932	281	1,198
17	1,219	12,450				265	1,221
18	1,236	12,873				276	1,275

原出所:生活保護法施行事務監査資料

出所:生活保護法施行事務監査資料(規制改革・民間開放推進会議福祉・保育WGヒアリング、平成18年11月6日、厚生労働省社会・援護局保護課)

図表3 ケースワーカー1人あたり担当世帯数別にみた福祉事務所数(2007年度)

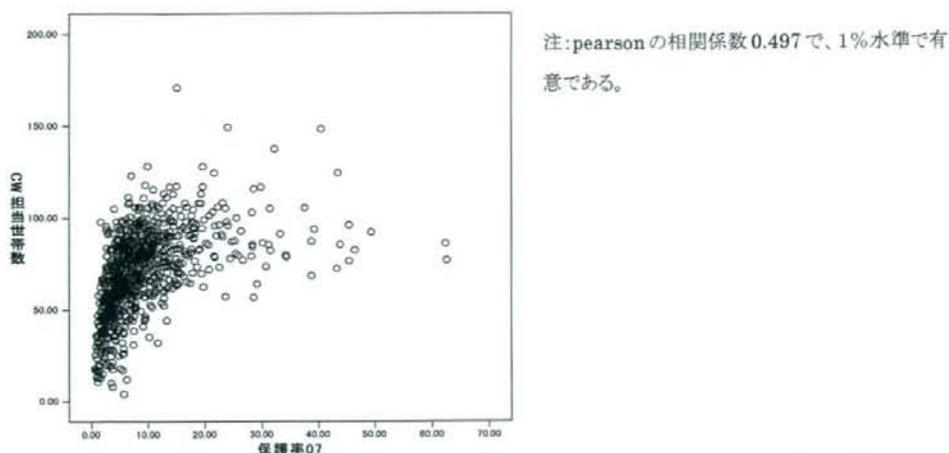
	福祉事務所数	割合
50世帯以下	175	24.3%
51～80世帯以下	237	32.9%
81～100世帯以下	249	34.5%
101～120世帯以下	51	7.1%
121～140世帯以下	6	0.8%
141～160世帯以下	2	0.3%
161～180世帯以下	1	0.1%
合計	721	100.0%
平均値	69.83978712	
標準偏差	23.15437517	
最小値	4(島根県知夫村)	
最大値	170.9411765(東京都八王子市)	

注:保護世帯数は平成20年1月の福祉行政報告例による。CW数は各自治体による報告

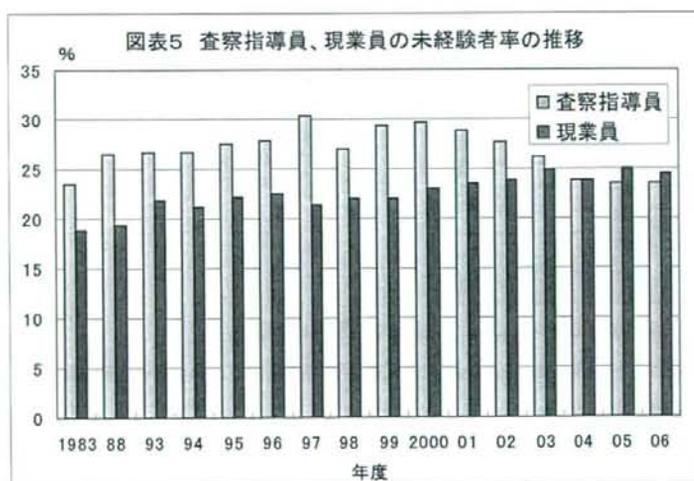
出所:社会援護局保護課「第76回市町村職員を対象とするセミナー、『生活保護行政における自立支援業務について』(2008年10月15日)より作成

<sup>3</sup> (財)厚生統計協会『2007年国民の福祉の動向』pp.184-185。郡部の管轄地域の飛び地問題もまったく解消できていない。また、ケースワーカー負担の軽減策としての、非常勤事務職員の採用やCWの担当世帯数に保護世帯の属性別にウエイトを受ける方法などは、統計には掲載されていないため、考慮していない。

図表4 福祉事務所別の保護率とケースワーカー1人あたり担当世帯数(2007年度)



このように、自立支援プログラムが導入されたとはいっても、福祉事務所側に保護世帯数の上昇に応じた十分な人員配置が行われていない。加えて自立支援プログラムを策定し、遂行していくためには、松崎(2005)が指摘するように、ハローワークをはじめとする関係機関・施設・事業所との連携、地域の民政委員やボランティアとの協力体制、年金や医療などの社会保険制度の知識や債務整理の手続き、DVや薬物問題など多岐にわたる高度な知識と豊富な経験に基づいたケースワーク能力が求められるようになってきているが、現場に対する十分な人的支援策は立ち後れている。



出所: 図表2と同じ

さらに、福祉職の採用を減らすあるいは廃止している自治体が多くなるなか、査察指導員や現業員の未経験者率は、図表5をみるように 25%程度の割合で推移している。また、現業者や査察指導員は本来その専門性の高さから、社会福祉主事をもって充てるべきと法定されているが、2004年度の厚生労働省「福祉事務所現況調査」によれば、有資格者の割合は現業員で61.4%、査察指導員で77.3%にとどまっており、未経験者や無資格者が増えるなかで、専門性の新たな向上策が求められる<sup>4</sup>。

## ②プログラム参加者数がきわめて少ない

図表6は、生活保護就労支援事業の参加者数を福祉事務所ごとに2006年から2008年までまとめた結果である。2007年度のみ対象期間が長いことに注意が必要であるが、いずれの年度をとっても参加者数が4人以下という福祉事務所がほぼ半数を占めている。また、参加者数が0人という福祉事務所の数も、2割強あり、2008年度ではほぼ3割近い状況にある。

図表6 生活保護就労支援事業 参加者数別の福祉事務所数

参加者数(人)	2006年4月～12月		2007年4月～2008年3月		2008年4月～12月	
	福祉事務所数	%	福祉事務所数	%	福祉事務所数	%
0	237	22.9	245	23.7	307	29.7
1～4	302	29.2	273	26.4	269	26.0
5～9	119	11.5	130	12.6	104	10.1
10～14	53	5.1	54	5.2	61	5.9
15～19	35	3.4	38	3.7	23	2.2
20～29	38	3.7	39	3.8	28	2.7
30～39	21	2.0	16	1.5	21	2.0
40～49	12	1.2	18	1.7	16	1.5
50～59	7	0.7	10	1.0	9	0.9
60～79	12	1.2	15	1.5	10	1.0
80～99	7	0.7	10	1.0	9	0.9
100～199	10	1.0	13	1.3	7	0.7
200以上	3	0.3	3	0.3	5	0.5
平均値	10.4567757		11.75347222		10.09205984	
最大値	446		522		429	
標準偏差	28.70846404		30.82298148		28.33820261	
標本数	856		864		869	

注：参加者数を公表している福祉事務所に限る。

出所：厚生労働省「平成19年度福祉事務所長会議」、「第76回市町村職員を対象とするセミナー資料」、「平成20年度社会・援護局関係主管課長会議」より作成

<sup>4</sup> 厚生労働省「福祉事務所現況調査」によれば、査察指導員および現業員の社会福祉主事の有資格者率は、ピーク時の1979年度の査察指導員は87.0%、現業員79.0%からバブル崩壊後に減少傾向にある。筆者がデータを入手できた1978～2004年度いずれの年度も、郡部の福祉事務所の方が市部の福祉事務所よりも有資格者の割合が高く、市部の福祉事務所では、急速に有資格率が低下している。2004年度の場合、2004年度の調査では査察指導員の有資格率は郡部が84.9%、市部が75.3%、現業員が各70.4%、60.2%にまで低下している。

また、図表7で示すように、3年間にわたって参加者数が0人の福祉事務所も少なくない。福祉事務所設置町村などではきわめて高い割合となっている。また、郡部の福祉事務所も都道府県単位の推計したため、さらに詳細な福祉事務所ごとに試算すれば、より参加者数が0人の福祉事務所が増える可能性もあろう。

図表8は、2006年度の福祉事務所別に稼働年齢者数に対して、生活保護就労支援事業の支援者となった者の割合の分布をあらわしている。15～64歳以下の稼働年齢層であっても、上記の4要件を満たし、本人の同意が得られる割合は平均で2%、1%未満の自治体がほぼ50%に達するような状況である。同様の傾向は、日本の生活保護制度にあたる国民基礎生活保障法で自活支援事業を導入した韓国でもみられる。2007年末現在参加者約6万人で、年間延べ8.7万人の参加にとどまっている(金 2008 p.323)。生活保護受給者が約155万人であるから、被保護者に対する参加者の割合は3.9%程度となる。

図表7 就労支援事業参加者数が3年間とも0人の自治体数

自治体種別	3年間0の自治体数	総自治体数
郡部	0	45
政令指定都市	0	14
中核市	1	36
一般市、特別区	119	752
福祉事務所設置町村	5	8
合計	125	855

注:自治体の種別は、2008年4月以降の分類である。参加者数を公表していない自治体があるため、総自治体数は実際の自治体数とは異なる。郡部の福祉事務所は合計し、都道府県単位で1つとカウントしている。

図表8 2006年度 就労支援事業支援要請者数の稼働年齢者数に対する割合

稼働年齢者数に対する支援要請者の割合	福祉事務所数	割合
0%	237	27.7%
～1%未満	179	20.9%
～2%未満	166	19.4%
～3%未満	90	10.5%
～4%未満	67	7.8%
～5%未満	40	4.7%
～10%未満	58	6.8%
～20%未満	12	1.4%
～30%未満	6	0.7%
～40%未満	2	0.2%
合計	857	100.0%
平均値	2.00%	
最大値33.3%(山口市)		
最頻値 0%		

出所:厚生労働省「平成19年度福祉事務所長会議」より作成

図表9は、専門職員活用プログラム、CW,SVによる支援プログラム参加者数別の福祉事務所数をあらわしている。参加者数0人の福祉事務所数は、就労支援事業に比べて相対的に少ないものの、とくに専門職員活用プログラムの参加者数は、実績を残している大阪市が2年連続で最大値であったが、平均値では100人を下回る状況になっている。

図表9 専門職員活用プログラム、CW,SVによる支援プログラム参加者数別の福祉事務所数

	専門職員活用プログラム		CW、SVによる支援プログラム	
	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度
0人	20	31	180	291
～5人以下	20	47	147	219
～10人以下	18	38	51	61
～15人以下	21	31	20	39
～20人以下	23	34	10	19
～30人以下	36	51	16	16
～50人以下	43	65	17	19
～100人以下	59	57	14	16
101人以上	68	59	10	11
合計	309	413	465	691
平均値	112.53074	79.8571429	21.7290323	10.98408104
標準偏差	421.15893	366.869069	186.740449	52.140763
最大値	6771人	6946人	3818人	911人
	(大阪市)	(大阪市)	(横浜市)	(京都市)

注:複数のプログラムを設置している福祉事務所の場合、2007年度はすべてのプログラム合計数で、2008年度はプログラムごとにカウントしている。よって、CW、SVによるプログラムは複数のプログラムをもつ福祉事務所があるために、平均値がかなり異なる。

出所:図表6と同じ

### ③達成率の格差の要因

図表 10 は、生活保護受給者等就労支援事業の成果をあらわしたものである。支援開始者数に対し、就職者はおおむね5割前後となっており、高い成果をあげている。また、図表 11 でみるように、その 75%が新規就労に結びついたことがわかる。しかし、この成果も福祉事務所別にみると、大きな差異がみられる。

図表 10 生活保護受給者等就労支援事業実施状況(生活保護受給者のみ)

	支援開始者数	支援終了者数	支援終了者のうち就職者数	支援開始者数に対する就職者数の割合
平成17年6月～平成18年3月	7309	4553	3007	41%
平成18年4月～平成19年2月	8494	8056	5031	59.2% (注)
累計	15803	12609	8038	51%

注:平成18年度の支援終了者数の中には、平成17年度中に支援開始した者も含む

出所:厚生労働省社会・援護局(2007)「全国福祉事務所長会議資料」(平成19年4月23日)

図表 12 は、達成者数の福祉事務所別に分布をみたものである。図表 10 では一見、半数の者が成功に至るように見えるが、福祉事務所別にみると4～5割の福祉事務所において達成者数が0となっている。図表には掲載していないが、福祉事務所ベースでみた達成率の平均値は 2006 年度が 32.6%、2007 年度が 36.7%、2008 年度が景気悪化の影響からか 27.7%と低下している。芝田(2007)の調査によればハローワークとの連携による就労支援プログラムの対象者の 47%が

中卒・高校中退であり、また生活保護受給者は低学歴者が多い傾向にあり<sup>5</sup>、長期間労働市場から遠ざかっていたり、資格がないなど、通常の労働市場の競争に乗りにくいとも考えられる。また、岩田(2008)が指摘するように、いくら自立支援プログラムを行っても、採用の可否は、結局は民間市場が担っているという厳しい現実がある。一方、図表 13 は何らかの問題を抱える被保護者に対する支援プログラムの成果をみたものであるが、平均で3~4割程度の達成率となっている。

図表 11 就労支援の効果(平成 18 年度実績)

	新規就労	増収	合計
1 福祉事務所による就労支援	9237 (75%)	3043 (25%)	12280 (100%)
2 ハローワークとの連携事業 (生活保護受給者等就労支援事業)	4222 (78%)	1189 (22%)	5411 (100%)
合計	13459 (76%)	4232 (24%)	

注 1) 福祉事務所による就労支援プログラムの参加者は、34,000 人。

注 2) 前頁の就職者数とハローワークとの連携事業の新規就労・増収の合計に差異があるのは、同一の参加者が就職と退職を複数回繰り返した場合、前頁は延人見、本頁は実人員でカウントしているため。

出所: 全国福祉事務所長会議資料(平成20年4月25日開催)

図表 12 生活保護受給者等就労支援事業の達成者数別にみた福祉事務所数

達成者数	2006年4月~12月		2007年度		2008年4月~12月	
	度数	%	度数	%	度数	%
0	418	40.5	405	39.2	512	49.6
1~4	277	26.8	277	26.8	210	20.3
5~9	57	5.5	60	5.8	58	5.6
10~14	37	3.6	39	3.8	24	2.3
15~19	13	1.3	13	1.3	18	1.7
20~29	20	1.9	25	2.4	18	1.7
30~39	14	1.4	20	1.9	13	1.3
40~49	5	0.5	6	0.6	5	0.5
50~59	3	0.3	5	0.5	4	0.4
60~99	5	0.5	10	1.0	4	0.4
100以上	3	0.3	4	0.4	3	0.3
平均値	4.5221963		5.7071759		4.0379747	
最大値	240		331		264	
標準偏差	14.905063		18.414971		14.44606	
標本数	856		864		869	

出所: 図表6と同じ。

<sup>5</sup> 堺市健康福祉局の道中隆理事による追跡調査によれば、生活保護受給者のうち、世帯主が中学卒は 58.2%、高校中退が 14.4%。双方をあわせると 70%を超えた。特に母子世帯の高校中退率は 27.4%と高く、出産が中退理由として高い(産経新聞 2008 年 3 月 30 日)。

図表 13 専門職員活用プログラム、CW,SV による支援プログラムの達成率別の福祉事務所

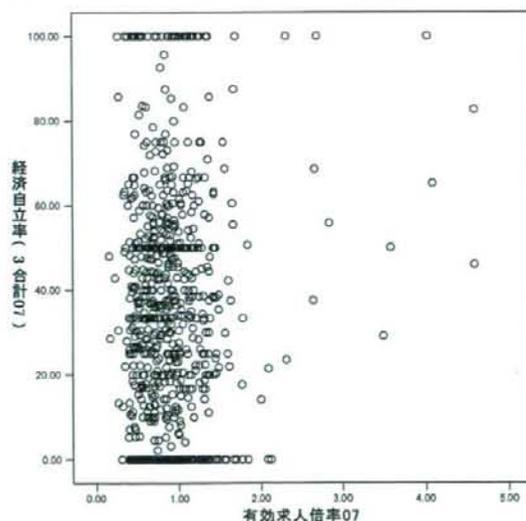
	専門職員活用プログラム				CW、SVによる支援プログラム			
	2007年度		2008年4月～12月		2007年度		2008年4月～12月	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
0%	14	4.8	35	9.2	74	26.0	144	36.0
10%以下	16	5.5	22	5.8	10	3.5	32	8.0
20%以下	28	9.7	52	13.6	32	11.2	53	13.3
30%以下	49	17.0	74	19.4	33	11.6	40	10.0
40%以下	48	16.6	69	18.1	17	6.0	22	5.5
50%以下	43	14.9	48	12.6	18	6.3	15	3.8
60%以下	43	14.9	40	10.5	29	10.2	28	7.0
70%以下	28	9.7	20	5.2	14	4.9	14	3.5
75%以下	11	3.8	6	1.6	6	2.1	6	1.5
85%以下	5	1.7	7	1.8	3	1.1	4	1.0
95%以下	1	0.3	2	0.5	1	0.4	0	0.0
100%以下	3	1.0	7	1.8	48	16.8	42	10.5
合計	289	100.0	382	100.0	285	100.0	400	100.0
平均値(%)	38.7		33.4		38.1		27.1	
標準偏差	21.8		22.5		35.7		32.7	

出所:図表6と同じ。

こうした達成率の差の要因として、地域の失業率や有効求人倍率との相関をみていこう。筆者は2006年度については、国勢調査による2005年の福祉事務所別の失業率を試算し、各福祉事務所の就労支援事業との相関をとったが、有意な結果はみられなかった。2007年度についても、各福祉事務所別の就労支援事業の達成率と有効求人倍率の相関をみたが、有意ではなかった。

個別のプログラムでは有効求人倍率との相関は見いだせなかったが、3つの就労支援関係のプログラム合計の達成率と、有効求人倍率との相関をとると、以下のような結果が得られた。

図表 14 有効求人倍率と就労支援関係3プログラム合計の達成率の分布(2007年度)



注:Pearson の相関係数 0.0976816 で、1%水準で有意であった。

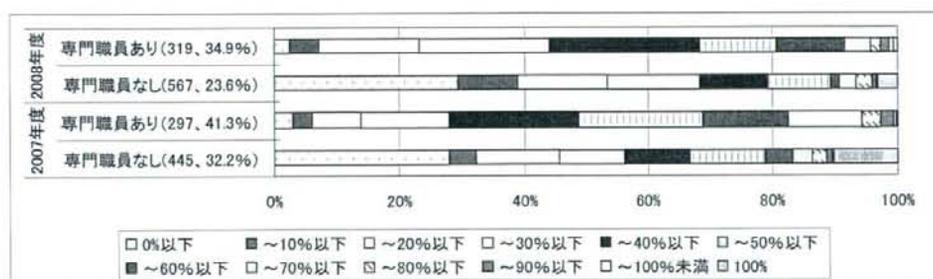
このように、個別プログラムでは労働市場の指標との相関がみられず、プログラム合計での達成率で弱い相関がみられることは、各プログラムの差別化が明確になっていないため、各プログラム参加者の属性が重複し、労働市場での求人枠をお互いに食い合っている可能性が示唆される。この問題については、今後より詳細な分析が必要となるため、課題としたい。

次に、専門職員活用プログラムの効果をみていこう。図表 15 は、就労指導専門職員がいる福祉事務所とない福祉事務所別に、就労支援関係3プログラムの合計の達成率を比較したものである。一見してわかるように、専門職員活用プログラムがある福祉事務所ほど、達成率0%の福祉事務所の割合が全体的に低く、そうでない福祉事務所より相対的に達成率が高い傾向がある。

このように、専門職員の活用は、給付の決定を行う CW とは立場が異なるため、被保護者にとっても保護の打ち切りの可能性という緊張感を持たずに就労支援が受けられる<sup>6</sup>こと、またわれわれが行ったヒアリング調査では、ハローワークの OB やかつて企業での人事の経験があるなど、雇用状況に明るい者が採用される傾向があり、専門職員活用プログラムは、今後の経済的自立に関するプログラムの主軸の役割を担っていくことになろう。

最後に、プログラムの対象者によって達成率が異なるのかの検証を、CW、SV による支援プログラムから比較したのが、図表 16 である。

図表 15 就労支援専門員の有無による就労支援関係3プログラム合計の達成率の分布



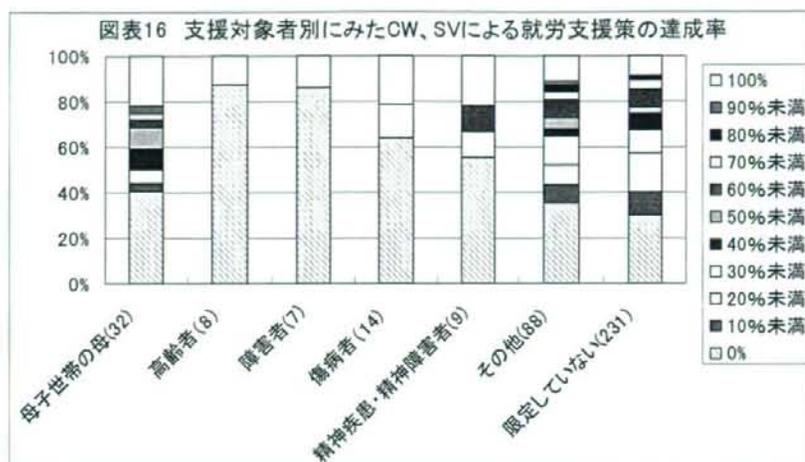
注:( )内の数字は、標本数、平均達成率をあらわしている。χ<sup>2</sup>乗値 144.0046 で、1%水準で独立が確認された。ただし、2008年度は12月末までの数値である。

出所:図表6と同じ

いずれの対象者向けのプログラムでも、達成率0%が多いことは共通しているが、「母子世帯の母親」、「その他」、「限定していない」が相対的に高い達成率となっている。プログラム数自体もこ

<sup>6</sup>プログラムの参加と保護の変更、停止・廃止の扱いについては、厚生労働省社会・援護局保護課「自立支援プログラム導入のための手引(案)」(2005年3月31日)では、「全く取組に改善が見られず、稼働能力の活用等、保護の要件を満たしていないと判断される場合については、保護の変更、停止又は廃止を検討する」と、理由ないプログラム参加拒否には保護の廃止の可能性があるととしている。ただし、留意として、自立支援プログラムは「保護の停止又は廃止を目的とするものではない」ともされている。欧米のプログラム参加を義務づけるアクティベーションプログラムに比較すると、緩やかな参加を促す制度ともいえる。

れに反映するように多くなっているが、限られた人的資源を考慮すると、就労支援プログラムはより自立支援の効果が出やすい層に重層的に行っていくことが効果的と思われる。



注: 複数の対象者をもつプログラムは除外している。対象者の( )内の数字は当該プログラム数である。

出所: 厚生労働省「平成20年度社会・援護局関係主管課長会議」より作成

#### ④統計整備と専門職員の待遇問題

自立支援プログラムがはじまってまだ数年ではあるが、今後の統計整備の課題を指摘したい。われわれが自治体に対して行った調査では、被保護者個人レベルに就労先の業種、非正規・正規、就職先企業名などを整備している自治体は1自治体であった。また、就労支援プログラムによる就職先としては、統計としての整備はされておらず、CWの経験に基づいた観測値として、ほとんどが非正規労働者という回答であった。また、厚生労働省は就労支援事業の就職率は公表しているが、雇用形態やその後の離転職、さらに再び生活保護受給に陥る者がいるのかどうかという数値は公表しておらず、貧困の動学研究のための基礎データがほとんどない状況である。

追跡調査の必要性は、いわゆるワークフェアをすでに活用している欧米諸国からの研究蓄積が、日本でも該当するか否か、わが国独自の傾向を明らかにする必要があるためである。たとえば、スウェーデンでは、1990年代に積極的労働政策が推進され、失業保険がされた労働者に対し、自由意思のもとプログラムに参加することで求職者給付を支給する政策をとった結果、失業保険と積極的労働政策プログラムの間を「回転ドア」のように繰り返す労働者が出るモラルハザードが問題になった。その後、より強制力をもつアクティベーションプログラムが推進されたが、2005年に実施した調査によれば、ジョブセンターのプログラムを終了した受給者で、5か月が経過した段階で社会扶助を脱出し就労自立もしくは社会保険(疾病保険、失業保険、出産休暇など)を受給している人は65%に上っていると評価しているが、学歴の低い女性には効果が低いこと、アクティベーショ

ンプログラムに参加していない者が算定対象から除外されていることが指摘されている<sup>7</sup>(宮寺 2008)。

また、宮寺(2006)紹介による、バルメルクとベックマンによる社会扶助受給者の時系列パネルデータ分析では、1990年の1年間に10ヶ月以上社会扶助を受給した長期受給者のうち、男性51.2%、女性54.1%が翌年の1991年にも社会扶助に留まっていたという<sup>8</sup>。

福祉から就労への移行策は、アメリカや韓国などでも採用されているが、その効果は必ずしも芳しくはない。アメリカでは「困窮家族への一時扶助プログラム(TANF)」が実施され、職業・就労・結婚を促進し、困窮した親による政府への依存を断ち切り、「福祉から就労への移行」プログラムが実行されている。後藤(2006)によれば、TANF退出者のおよそ3分の2は就労し、約1割は収入のある配偶者にめぐりあっているものの、7人に1人は就労を見つけれない状況であるという。TANFのもとでは(1996-1999年の間)、1年以内に制度に回帰した世帯の割合は11%から25%の間であり、一度回帰したものの、再度、退出した世帯を含めても27%から38%である(後藤 2006 p.227-228)<sup>9</sup>。

こうした動学的研究が日本でも蓄積され、低所得に至る要因が分析によって、貧困問題へ早期発見・早期治療による有効な処方箋も可能であろう。しかし、福祉事務所側は人員不足に追われ、そうしたデータ蓄積は一部の研究者による丹念な研究に限られている現状にある<sup>10</sup>。

また、専門職員活用プログラムの効果は先述した通りであるが、我々の自治体ヒアリングによる調査では、専門職員の多くが非正規雇用で、社会保険が適用されない範囲で就労している者が多い。彼らの人件費がセーフティネット補助金で賄われていることが多く、いつ補助金が打ち切られるか分からない状況で、正規労働者を雇用することはできない現状がある。専門職員がワーキングプアになる可能性も否めず、彼らの待遇改善に向けた取り組みが必要であろう。

#### 4. おわりに

本研究では福祉事務所別の個票を用いて、自立支援プログラムの効果を検証した結果、以下の点が明らかになった。

①ハローワークと連携する生活保護受給者等就労支援事業の対象者数は、きわめて少ない。何らかの問題を抱える被保護者が多いなか、就労に問題がない者が少ないためである。

<sup>7</sup> スウェーデンの就労と福祉の問題については、宮寺(2006)、宮寺(2008)が詳しい。

<sup>8</sup> とくに経済危機に陥った1990年代半ばから、自立の割合は低下傾向にあり、1991年には8%あったのが、93年には3%程度にまで減少したという。男性では1年後に就業しているのは3%、女性では1~2%にすぎない。(宮寺 2006 pp.195-197)。また、学校卒業後にすぐに就職しない者や一定期間労働市場に参入していない者が社会扶助と結びつきやすいことを指摘している(宮寺 2006 p.166)。

<sup>9</sup> しかし、制度からの退出理由としては、稼得所得が増加したことによるものが半数を占め(51%)てはいるが、ルール違反による打ち切り(13%)などもあり(後藤 2006 p.227-228)、貧困問題からの脱却は一朝一夕に解決できないことを示している。

<sup>10</sup> 実際の生活保護受給世帯を調査した青木紀(2003)、釧路公立大学地域経済研究センター(2006)、道中隆(2006)などの研究成果が参考になる。自立支援プログラムについては、芝田(2007)、自立支援開発研究会(2007)などの調査がある。

②経済的自立に関するプログラムの達成率は、有効求人倍率などの労働市場と弱い相関が見られる。一方、専門職員を活用するプログラムを実施している自治体では、相対的に高い達成率を維持している。しかし、専門職員自体に社会保険が適用されない非正規雇用であったり、セーフティネット補助金の継続見通しがたたないという問題もある。

③今後、自立支援プログラムを推進するにあたり、参加者の就職先や離退職の動向を個人単位で把握する統計整備が必須である。こうした研究蓄積が、今後の格差問題に対するきめ細かな政策プログラムの算定基礎となるためである。

本研究では日常生活自立に関する自立支援プログラム、社会生活支援に関する自立支援プログラムの効果を検証することは出来なかった。経済的自立に関するプログラムも含め、より詳細な分析は、今後の課題としたい。

### <参考文献>

- 青木紀編 (2003)『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店
- 池谷秀登 (2008)「福祉事務所における生活支援の意義と課題—板橋区生活保護自立支援プログラムを中心として—」『社会福祉研究』第101号、財団法人鉄道弘済会
- 石橋敏郎 (2007)「生活保護法と自立—就労支援プログラムを中心として—」日本社会保障法学会編『「自立」を問う社会保障の将来像』法律文化社
- 岩田正美 (2008)『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣
- 龍山京 (1978)『公的扶助論』光生館
- 金早雪 (2008)「大韓民国」荻原康生・松村祥子・宇佐見耕一・後藤玲子『世界の社会福祉年鑑 2008』旬報社
- 釧路公立大学 (2006)「生活保護受給母子世帯の自立支援に関する基礎的研究—釧路市を事例に」  
<http://www.kushiro-pu.ac.jp/center/research/017.html>.
- 後藤玲子 (2006)「アメリカの最低所得保障」榎本一三郎・連合総合生活開発研究所編『積極的な裁定生活保障の確立—国際比較と展望』第一法規
- 駒村康平 (2007)「生活保護制度改革の議論に関する評価」『「所得保障システムから考える日本の将来」研究会報告書』全労済協会
- 小山進次郎 (2004)『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』全国社会福祉協議会
- 芝田文男 (2007)「ハローワークとの連携による生活保護受給者の自立支援プログラムの状況と課題」『年報 公共経済学』No.1
- 自立支援開発研究会 (2007)『自立支援プログラムに関するアンケート調査報告書』  
<http://www.ads.fukushima-u.ac.jp/~tanba/Site/C0597533-7498-47CB-944D-AF282A063859.html>
- 生活保護自立支援の手引き編集委員会編 (2008)『生活保護自立支援の手引き』中央法規
- 総務省行政評価局 (2008)「生活保護に関する行政評価・監視結果報告書—自立支援プログラムを中心として—」
- 中園桐代 (2007)「第4章 自立支援プログラムの充実のために—生活保護自立支援プログラムと母子自立